

福祉と介護の質を問う

—袖ヶ浦養育園虐待致死事件を受けて—

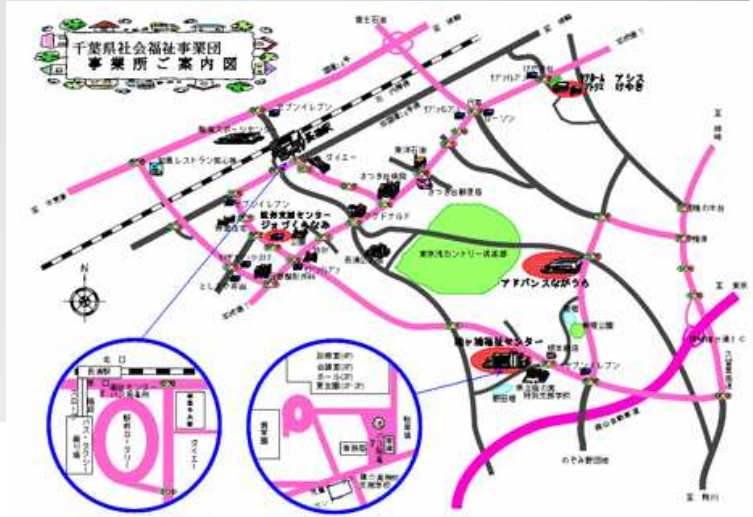
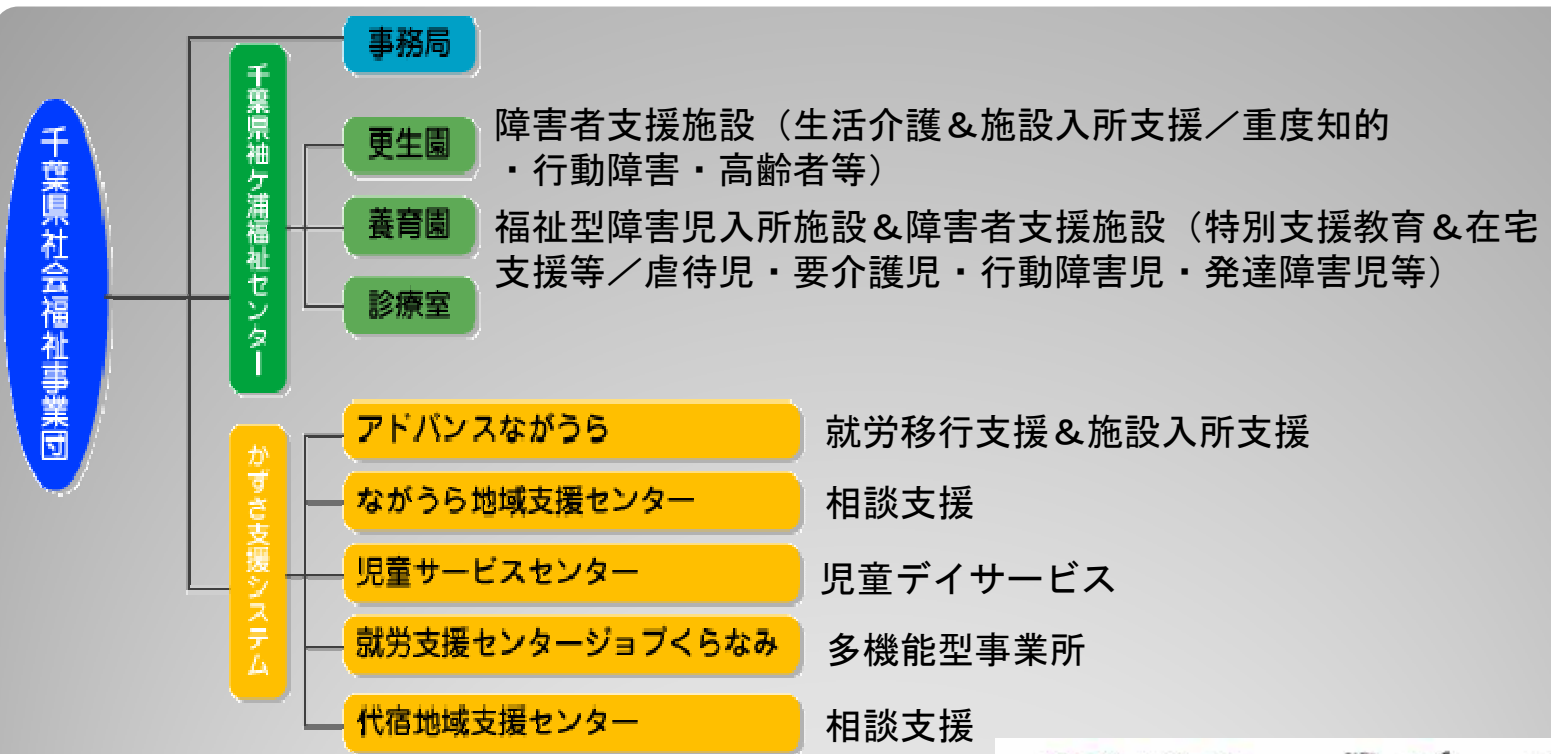
2014年2月25日

医療構想・千葉 幹事
一般社団法人フューチャー・ラボ 代表理事
田口 空一郎

- 2013年11月25日：養育園内で夕食後、利用者が呼吸困難となり救急搬送、26日未明に搬送先で死亡（「敗血症による多臓器不全」と診断）
- 2013年11月29日：警察から養育園へ28日に検視および解剖したとの連絡入る。事業団が内部調査を開始、12月2日および5日に職員の暴行目撃証言を警察に提供
- 前後：警察による捜査、県による聴取、事業団の内部調査
- 2013年12月11日：県が事業団「養育園」に対し立入検査*
- 2013年12月18・19日：県が事業団「養育園」に対し立入検査*
- 2013年12月27日：県が事業団に対し行政処分（新規利用者の受入れの一時停止）および勧告*
- 2014年1月8日～10日、15日～17日、20日～23日：県が事業団「更正園」に対し立入検査*
- 2014年1月17日：千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会・第一回会議
- 2014年1月22日～2月7日：県が事業団「児童デイサービスセンター」に対し調査
- 2014年1月24日：県が事業団に対し勧告*
- 2014年1月27日～31日：県が事業団「アドバンスながうら」に対し立入検査*
- 2014年1月31日：千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会・第二回会議
- 2014年2月3日：県が事業団に対し勧告*
- 2014年2月10日：千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会・第三回会議
- 2014年2月14日：千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会「千葉県袖ヶ浦福祉センターの利用者の適正な処遇と安全を確保するための緊急提言」公表
- 2014年2月21日：県が事業団に対し勧告*（①幹部の刷新、②職員の人材育成・教育及び意識改革、③支援現場の処遇改善）

*障害者総合支援法、児童福祉法等に基づく措置

事件の流れ



千葉県社会福祉事業団

氏名	役職等	職種等
佐藤 彰一 (座長)	千葉県障害者虐待防止連携協議会副会長 弁護士 千葉県障害者総合支援協議会権利擁護専門部会長	弁護士
村山 園	千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会委員長	当事者(保護者) [知的障害]
大屋 滋	千葉県自閉症協会会長 旭中央病院脳神経外科部長	当事者(保護者) [発達障害]
田中 齋	千葉県知的障害者福祉協会副会長 日本知的障害者福祉協会副会長 (福)桐友学園施設長 千葉県障害者総合支援協議会療育専門部会長	事業者 [知的障害、発達障害]
齋藤 勝美	千葉県社会福祉協議会副会長	事業者[福祉全般]
志賀 利一	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長	学識経験者

千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

目的

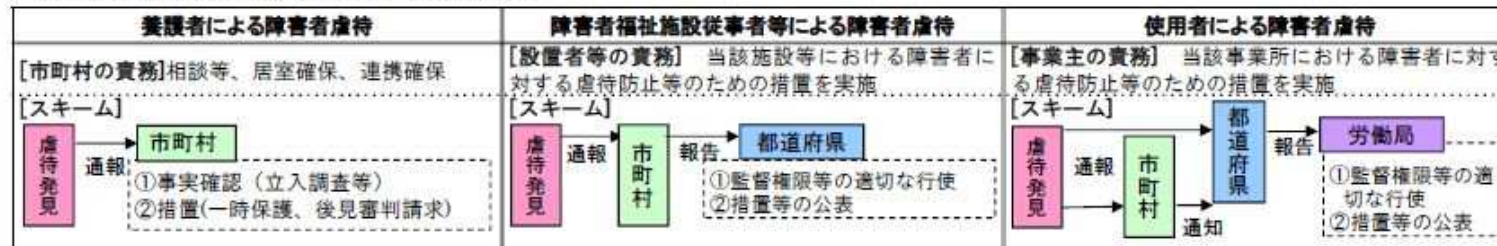
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

2012年10月「障害者虐待防止法」が施行

❖ 法施行の背景

● 高齢者のための国連原則（1991年）

「高齢者は、尊厳及び保障を持って、肉体的・精神的虐待から解放された生活を送ることができる」

● 介護保険制度の目的（介護保険法第1条）

高齢者の尊厳を保持し、有する能力に応じて自立した生活を営めるよう支援する

⇒ 家庭や介護施設などで高齢者への虐待が表面化、社会的な問題に

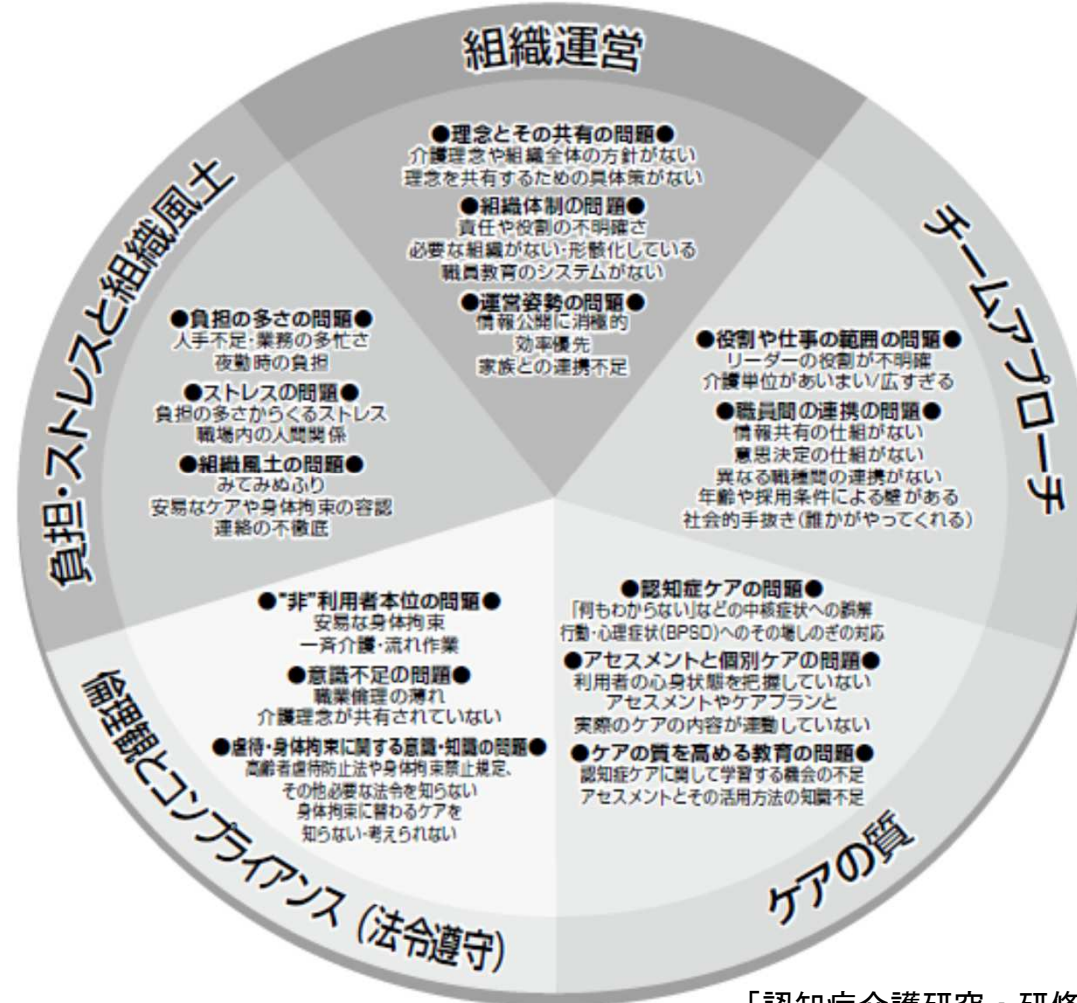
❖ 法律の目的

- ① 「高齢者の尊厳の保持」を大きな理念とする
- ② 「尊厳の保持」を妨げる高齢者虐待の防止が極めて重要
- ③ そのために必要な措置を定める

⇒ 高齢者の権利利益をまもる

2006年4月 「高齢者虐待防止法」 施行

❖養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因★

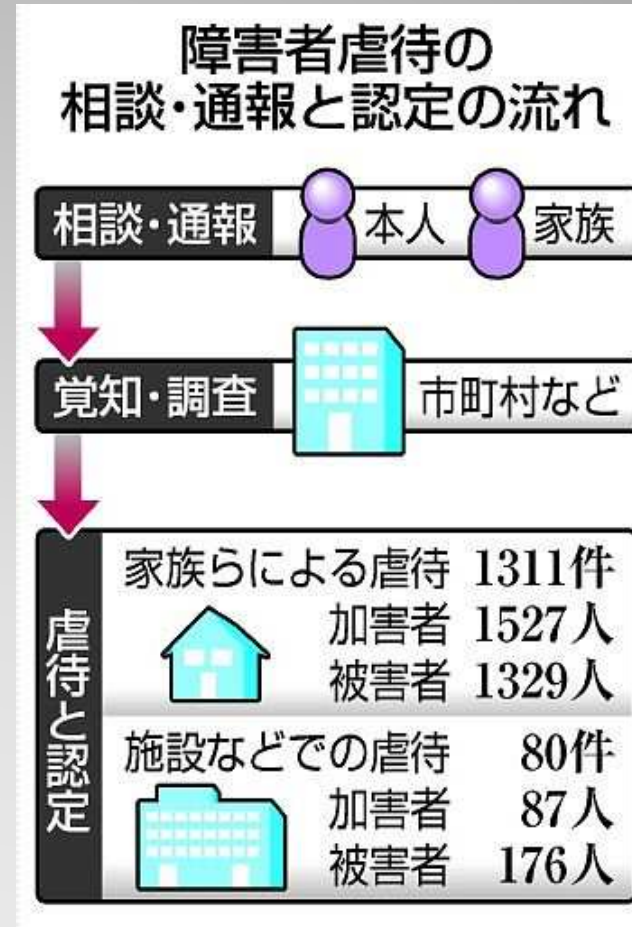


「認知症介護研究・研修仙台センター」作成資料

複合的な背景要因を理解し多元的に対処する必要性



2013年12月厚生労働省調べ



2013年11月厚生労働省調べ

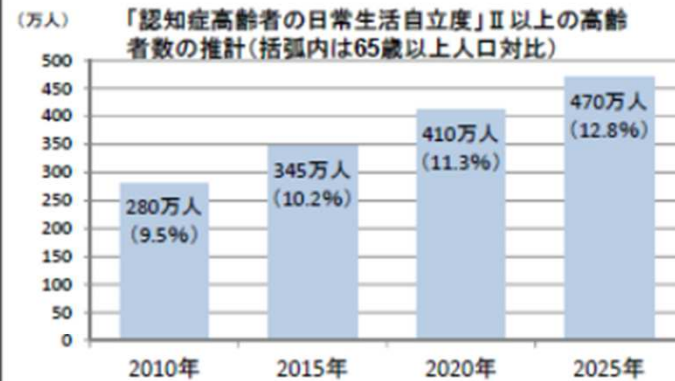
虐待の大半は家族によるものという現実

今後の高齢者人口の見通しについて

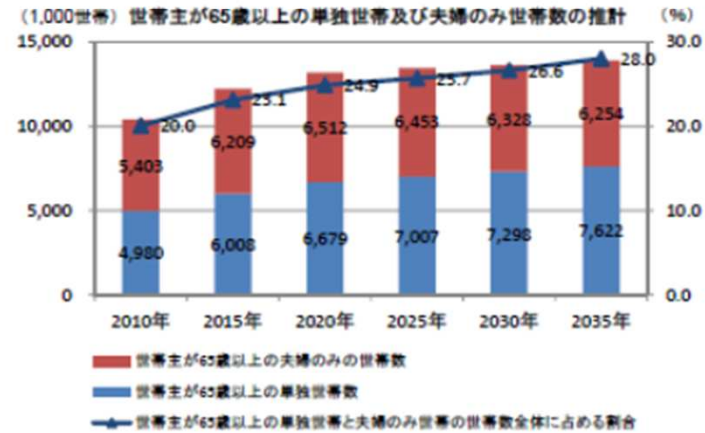
- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2012年8月	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,058万人(24.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,511万人(11.8%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

- ② 65歳以上高齢者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく。



- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	愛知県	東京都	~	鹿児島県	島根県	山形県	全国
2010年 <>は割合 ()は倍率	58.9万人 <8.2%>	56.3万人 <9.1%>	79.4万人 <8.8%>	84.3万人 <9.5%>	66.0万人 <8.9%>	123.4万人 <9.4%>		25.4万人 <14.9%>	11.9万人 <16.6%>	18.1万人 <15.5%>	1419.4万人 <11.1%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	117.7万人 <16.8%> (2.00倍)	108.2万人 <18.1%> (1.92倍)	148.5万人 <16.5%> (1.87倍)	152.8万人 <18.2%> (1.81倍)	116.6万人 <15.9%> (1.77倍)	197.7万人 <15.0%> (1.60倍)		29.5万人 <19.4%> (1.16倍)	13.7万人 <22.1%> (1.15倍)	20.7万人 <20.6%> (1.15倍)	2178.6万人 <18.1%> (1.53倍)

「明日はわが身」の想像力を